

意見書案第11号

皇位の男系継承維持を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和8年6月15日

川崎市議会議長 原 典之 様

提出者 川崎市議会議員 三宅隆介

〃 飯田満

〃 月本琢也

〃 三浦恵美

皇位の男系継承維持を求める意見書

現在、国においては、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議を契機に設置された有識者会議の報告書を踏まえ、皇室典範の改正に向けて各党間協議が進められており、女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持する等の女性宮家を創設する案や旧宮家の男系男子を養子として皇族に復帰させる案等が議論されているところであるが、女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持した場合には、将来的にこれまで認めてこなかった女性天皇及び女系天皇の容認につながる制度的圧力を生じさせる可能性があることから、極めて慎重な検討が必要である。

我が国の皇室は世界最長の歴史を有し、皇位は古来一貫して父系をたどる男系によって皇統の連続性を維持してきたが、これは単なる慣習ではなく、日本という国家の歴史的連続性を支えてきた根本原理であり、世界の王朝の多くが戦争、征服、婚姻等によって王朝交代を経験してきた中であって、我が国が王朝交代を経験してこなかった歴史的背景もまた、この父系をたどる男系による皇統維持によって支えられてきたものである。

このように、男系継承とは単に男性が天皇になることを意味するものではなく、女系天皇を認めた場合には、父系による皇統の連続性が断絶されることとなり、これは事実上の王朝交代に等しい重大な制度変更であると言わざるを得ない。

さらに、女性天皇と女系天皇は制度上切り離して考えることが困難であり、女性天皇を認めた場合、その皇子女への継承問題が生じ、結果として女系天皇容認への制度的圧力が発生することは避けられない。

よって、国におかれては、男系による皇統維持を基本原則として堅持するとともに、旧宮家の男系男子の皇族復帰等を含めた安定的な皇位継承策を検討し、女性宮家の創設、女性天皇及び女系天皇を容認されないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
内閣官房長官
宮内庁長官